

## 徳島県情報公開審査会答申第53号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開としたもののうち、次の部分については公開をするべきであるが、その余の決定は妥当である。

- (1) 「文書の供覧について(平成18年6月7日)」のうち、「代表者の住所」
- (2) 「文書の供覧について(平成18年6月22日)」のうち、「代表者の住所」
- (3) 「業務報告書(平成16年11月24日)」のうち、「法人の代表者以外の者の氏名」
- (4) 「業務報告書(平成16年11月26日)」のうち、「新聞社名」
- (5) 「株式会社から平成17年10月27日付けで提出された処理計画書」のうち、「法人代表者の印影」

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成19年7月19日、異議申立人は、徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事(以下「実施機関」という。)に対し、「三好市井川町 農地に大量施肥された (株)製造の「肥料」なるものに関し、(1)地元の住民、各種団体、地方自治体から県によせられた苦情の申し出、要請、あるいは、これらに類するものに関する一切の情報。(2)県の現地調査に関する業務報告書、あるいは、これらに類するものに関する一切の情報(写真を含む。)(3)県の取っている措置に関する稟議、決裁にかかる一切の情報。(4)国(環境省、国土交通省など)の機関との協議、報告、指示に関する一切の情報。(5)業者に対する行政指導、改善命令、措置命令に関する一切の情報。(6)業者からの報告、要請、見解、あるいは、これらに類するものに関する一切の情報。(7)三好郡井川町地内の産業廃棄物の不適正処理・不法投棄案件について、県の事務取扱要領などに基づき、廃棄物処理法の措置命令を発する権限をまかされている県職員の部局・官職と現在の当該職員の氏名。」の公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成19年9月21日、実施機関は、本件請求に係る公文書を別表1及び別表2に掲げる文書と特定し、別表1に掲げる文書について公文書公開決定処分を、別表2に掲げる文書(以下「本件公文書」という。)について同表に掲げる部分を非公開とする公文書部分公開決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、それぞれ異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

平成19年9月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 諮問

平成19年11月8日、実施機関は、徳島県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して当該異議申立てにつき諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

- (1) 本件処分は、非公開事由がないにもかかわらずなされたもので違法である。
- (2) 本件公文書のうち、5及び6で非公開とされている「組合員の氏名」は、不法投棄がなされた土地の所有者にほかならないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第15条の5(現行法第19条の5。)第1項は、「産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ又は生じるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において処分者等に対し期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。」と定めており、同項第4号では、不適正処理等の違反行為を直接行う者、産業廃棄物管理表に関する義務に違反した者に対して、これらの行為を積極的、組織的に要求、依頼、教唆、幫助する関与者を措置命令の対象とし、不法投棄をさせるための土地を提供した者も措置命令の対象としている。

したがって、本件において、土地を提供した組合員も不法投棄をさせるための土地を提供した者として措置命令の対象となるものであるから、その特定をするために、氏名を公開することにつき公益上の必要がある。

- (3) 本件公文書のうち、5で非公開とされている「法人の代表者以外の者の氏名」は、当該氏名の人物が当該法人の取締役などに就任している役員の場合には、当該役員の法人の業務に関する情報であるから、条例第8条第1号に該当せず、さらに、これらの氏名を公表しても、当該法人の「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」などありえないし、具体的侵害のおそれも主張されていないから、条例第8条第2号にも該当しない。
- (4) 本件公文書のうち、6で非公開とされている「取引料金」は、廃掃法違反となるか否かの決め手となる重要な情報であるが、本件法人が徳島県を相手取った産業廃

棄物再生利用個別指定業指定取消処分取消請求事件において、証拠方法として提出した「再生利用業に係る事業報告書」で明らかにされており、既に公開の法廷で公となった情報であるから、これを公開しても条例第8条第2号に該当しない。

- (5) 本件公文書のうち、6で非公開とされている「新聞社名」については、新聞社の使命が、国民の知る権利に最大限応えることにより民主主義を支え、社会的正義の実現や人権の擁護を果たすという点にあることに鑑みれば、新聞社がその社名を非公開にすることを望むはずもなく、公開したところで「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」など皆無である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

##### 1 条例第8条第1号（個人に関する情報）の該当性について

- (1) 本件公文書のうち、1及び2において、要望書提出団体の「代表者の印影及び住所」及び質問状提出団体の「代表者の印影」を、3において、要望書提出団体の「代表者の印影」を、4において、要請書提出団体の「代表者の郵便番号、住所、電話番号及びファクシミリ番号」を、それぞれ非公開とした。

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であり、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことから、本号に該当すると判断したものである。

- (2) 本件公文書のうち、5及び6において、県による聞き取り調査に対応した「組合員の氏名」及び「法人の代表者以外の者の氏名」並びに「写真の一部(個人の肖像)」及び新聞記者を連れて来た「住民の氏名」を非公開とした。

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であり、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことから、本号に該当すると判断したものである。

なお、異議申立人は、「組合員の氏名」について、不法投棄のために土地を提供した者は措置命令の対象となるため、その特定のために氏名を公開することは公益上の必要がある旨主張するが、株式会社（以下「本件法人」という。）が組合（以下「本件組合」という。）の農地である農地に行った大量施肥行為（以下「本件施肥行為」という。）について不法投棄の事実は確認されていない。

また、異議申立人は、「法人の代表者以外の者の氏名」について、その者が当該法人の取締役などに就任している役員の場合には、当該役員の法人の業務に関する情報であるから、条例第8条第1号に該当せず、さらに、これらの氏名を公表しても、当該法人の「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」などありえないし、具体的侵害のおそれも主張されていないから、条例第8条第2号にも該当しない旨主張するが、本件法人代表者以外の者は、役員であっても対外的には法人の業

務を代表している者ではない。

したがって、異議申立人の主張はいずれも採用できない。

## 2 条例第8条第2号（法人等に関する情報）の該当性について

- (1) 本件公文書のうち、6において、本件組合と本件法人との間の「取引料金」及び「新聞社名」を非公開とした。

取引料金は、農業を営む本件組合の活動のうち、商取引に係る情報そのものであり、肥料をいくらで購入したかをその他の肥料販売業者等に知られることにより、今後の正常な商取引を阻害するおそれがあると考えられるため、本件情報を公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、本号ただし書を適用すべき情報とはいえないことから、本号に該当すると判断したものである。

なお、異議申立人は、訴訟において証拠方法として提出された「再生利用業に係る事業報告書」により既に公開の法廷で公にされた情報であるから、これを公開しても本号に該当しない旨主張する。

確かに、異議申立人の主張する「再生利用業に係る事業報告書」の平成15年12月の欄に販売先及び販売価格が記載されているが、この販売先と本件組合とは別の団体であり、既に公開の法廷で公にされた情報と同一のものではない。

したがって、異議申立人のかかる主張は採用できない。

また、報道活動を営む新聞各社はそれぞれ競争の関係にあり、極秘取材やスクープなど、全ての取材について公にされることを望んでいるとはいえない。

さらに、本件の場合、当該新聞社単独の取材であり、取材後にこの取材についての報道を行っていない。

したがって、これを公にすることにより、新聞社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、本号ただし書を適用すべき情報とはいえないことから、本号に該当すると判断したものである。

- (2) 本件公文書のうち、7において、本件法人代表者の印影を非公開とした。

法人代表者の印影は、法人の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、本号ただし書を適用すべき情報とはいえないことから、本号に該当すると判断したものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件公文書について

本件公文書のうち、1及び2は、××ネットワーク（以下「甲」という。）から提出された要望書及び質問状について、組織内供覧を行った文書であり、本件公文書の

うち、3は、 会（以下「乙」という。）から提出された要望書について、組織内供覧を行った文書であり、本件公文書のうち、4は、甲から提出された「公開質問状への回答のご報告」及び 会（以下「丙」という。）から提出された総務大臣あて要請書について、組織内供覧を行った文書である。これらはいずれも実施機関の職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして保有している公文書である。

また、本件公文書のうち、5及び6は、本件施肥行為について、本件組合及び本件法人に対し、聞き取り調査を行い、現地確認を実施の上、両者に対して指導を行った旨の業務報告書であり、実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして保有している公文書である。

さらに、本件公文書のうち、7は、本件法人から実施機関に対して提出された処理計画書であり、実施機関の職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして保有している公文書である。

## 2 条例第8条第1号の該当性について

### (1) 条例第8条第1号について

本号の趣旨は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

いわゆるプライバシーの概念及びその範囲については、具体的に明確に示すことが困難であり、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用している。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も非公開情報に含まれてしまうことから、このような事態をできる限り避けるため、非公開情報から除かれるべき情報として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（「以下、「公務員等の職務遂行情報」という。）」を、ただし書の中に列記している。

ここで、「法令若しくは他の条例の規定により」とは、法令（法律、政令、省令その他の国の行政機関の命令等をいう。）又は他の条例の規定であって、何人に対しても公開することを定めている規定に限られ、公開を求める者又は公開を求める理由等によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は「公にされている情報」には該当しない。

また、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味し、当該個人が作成した情報であって、既に公表されているものや、公表しても社会通念上個人の権利利益を侵害する

おそれのない情報として、従来から公表しているものなどを指すものである。

(2) 甲の「代表者の印影及び住所」及び乙の「代表者の印影」について

ア 「印影」について

本件印影は、甲事務局長並びに乙代表者の個人印影であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

また、本件印影を何人にも公にする法令根拠も慣行もなく、本件印影の公開が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要と認めることはできないし、公務員等の職務遂行情報でないことは明白であることから、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

よって、本件印影が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

イ 「住所」について

本件住所は甲から提出された要望書に記載されており、本件要望書は甲事務局長名で作成されている。

そうすると、本件住所は甲の代表者の住所ではなく、事務局所在地を記載したものと認めるのが相当である。

そして、甲が自ら作成し公表しているホームページにおいて閲覧に供している「××ネットワーク 規約」によると、その第2条において「本会の事務局は、事務局長の所に置く。」と定めているのであるから、甲の事務局所在地として記載されている情報は、甲事務局長の個人の住所ということになる。

そうすると、本件住所は、甲事務局長の個人の住所と認められるため、本号本文に該当する。

もっとも、甲が自ら作成し公表しているホームページにおいて、本件処分より以前に閲覧に供している記事の中に、「連絡及び回答送付先」として甲の郵便番号、住所及び電話番号を記載している。そして、前述のとおり、甲の事務局は事務局長の所に置かれているのであるから、これらの情報は甲事務局長の個人の住所等を記載したものと認められる。

とすれば、本件住所は、当該住所により特定される個人が自ら広く一般に公にしているといえることができる。

よって、本件住所は本号ただし書イに該当し、本号本文から除外されるものであることから、本件住所が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当でない。

(3) 丙の「代表者の郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号」について

本件郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号（以下、「本件住所等」という。）は、丙の代表者個人の住所等を記載しているものと認められ、本号本文に該当する。

そして、丙に関しては、代表者個人の住所等を自ら広く一般に公にしているとい

った事実は認められないし、何人にも公にする法令根拠も慣行もない。  
よって、本号ただし書イに該当せず、また、口及び八のいずれにも該当しない。  
したがって、本件住所等が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(4) 「組合員の氏名」

ア 本件氏名は、本件公文書のうちの5及び6において、実施機関が行った聞き取り調査及び現地確認の出席者として記載されているものであり、本件組合の組合長以外の組合員の氏名である。なお、本件公文書のうち、5において報告されている「##パイロットファーム」は、本件組合と同一の団体である。

まず、氏名は本号本文に該当する。

そして、本件組合において、組合員氏名を何人にも公にする法令根拠も慣行もないから本号ただし書イに該当せず、口及び八のいずれにも該当しない。

したがって、本件氏名が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

イ なお、異議申立人は、土地を提供した組合員も不法投棄をさせるための土地を提供した者として措置命令の対象となるものであり、その特定をするために、その氏名を公開することは公益上の必要がある旨主張している。

しかし、本件施肥行為に関し、実施機関において不法投棄であるとの事実認定はなされていない。

また、当審査会は本件処分の条例上の適否について判断を行うものであり、本件施肥行為が不法投棄であるかといった事実認定を行う権限を有しておらず、その是非を判断することもできない。

よって、異議申立人の主張は採用できない。

(5) 「法人の代表者以外の者の氏名」について

ア 一般に、氏名は個人に関する情報であるから、その非公開事項の該当性は本号の要件により判断することになる。

もっとも、異議申立人は、当該法人の取締役などに就任している役員の場合には、当該役員が法人の業務に関する情報であるから、条例第8条第1号に該当せず、さらに、これらの氏名を公表しても、当該法人の「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」などありえないし、具体的侵害のおそれも主張されていないから、条例第8条第2号にも該当しない旨、主張している。

そこで、本件氏名の非公開事項の該当性を何号の要件により判断すべきか検証する。

イ そもそも、法人等(条例第8条第2号に規定する「法人等」をいう。以下同じ。)は、そこに所属する構成員によってはじめて実態としての活動をなし得るものである。

そして、法人においては、業務執行権限を有する者の職氏名を登記するなどして公にして事業活動を行っており、民法上の組合や権利能力なき社団などの法人

格を有しない団体においても、慣行として、業務施行権限を有する者の職氏名を公にして事業活動を行っている。

このような実態に着目すれば、法人等の業務執行権限者が当該法人等の事業活動の一環として行った行為は、当該法人等の行為そのものであり、それが職氏名とともに公文書中に記載されている場合、行為と職氏名は密接不可分のものといえることができる。

そこで、法人等の事業活動の一環として業務執行権限者の行った行為が、その職氏名とともに公文書に記載されている場合、当該行為はもとより、当該職氏名もまた、当該法人等に関する情報にあたるというべきであり、その非公開事項の該当性は条例第 8 条第 2 号の要件により判断すべきものと解する。

ウ 本件氏名は、本件公文書のうち、5 に記載されているところ、当該業務報告書は、本件法人に対して徳島県が行った聞き取り調査及び行政指導に関するものであるから、上記聞き取り調査に対する対応は、本件法人がその事業活動の一環として行ったものと認められる。

そして、当審査会のインカメラ審理により、本件氏名は、本件処分時における本件法人の取締役の一人であることが確認されたところ、株式会社の役員は、株式会社の業務執行権限を有する者である（会社法第 3 4 8 条第 1 項）。

よって、本件氏名の非公開事項の該当性は、条例第 8 条第 2 号の要件により判断すべきであり、実施機関が本号により非公開事項の該当性を判断したことは妥当でない。

なお、本件氏名の条例第 8 条第 2 号該当性については、後に検証する。

#### (6) 「写真の一部（個人の肖像）」について

個人の肖像は、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当し、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

よって、本件情報が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

#### (7) 「住民の氏名」について

本件氏名は本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。

よって、本件氏名が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

### 3 条例第 8 条第 2 号の該当性について

#### (1) 条例第 8 条第 2 号について

本号の趣旨は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

ただし、第 1 号ロと同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個



人の権利利益を比較考量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報は本号の非公開情報から除かれるものである。

ここにいう「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。さらに、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものであり、例として、生産技術上、販売上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより事業者の事業活動が害されるおそれのあるもの、経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものなどが考えられる。

なお、「おそれ」の有無の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断しなければならない。

## (2) 「法人の代表者以外の者の氏名」について

ア 一般に、法人等に所属する者に関する情報は、当該法人等の内部管理の分野としてとらえられる情報であり、事業活動にどれだけの人員を確保し、どのような人物にどのような事務を行わせるかについては、当該法人等において、他者からの干渉を受けずに主体的・自律的に決定されるものである。

そうすると、法人等に所属する者に関する情報が当該法人等の意思にかかわらず公開されることは、その自律性への不当な侵害となるおそれがあると認められる。

したがって、原則として、これを公開することは、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものといえる。

ただし、法令等の規定により何人にも公にし、又は公にすることが予定されている場合や、商慣習などに基づき、当該法人等が自ら広く一般に公にし、又は公にすることが予定されている場合には、これを公開しても当該法人の自律性への不当な侵害となるおそれはないことから、かかる場合には法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

イ これを本件氏名について見た場合、本件氏名は、前述のとおり本件法人の取締役の氏名である。

そして、株式会社の取締役氏名は、必要的登記事項とされており（会社法第91条第3項第13号） 必要的登記事項の記載された登記事項証明書は、何人も手数料を納付してその交付を請求することができる（商業登記法第10条第1項）。

したがって、株式会社の役員の氏名は、法令の規定により公にされている情報にあたり、本件氏名を公開しても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは認められないため、本号本文に該当しない。

以上により、本件氏名を非公開とした実施機関の判断は、その結論においても妥当でない。

### (3) 「取引料金」について

ア 一般に法人等の事業活動においてなされる取引の価格は、当事者の自由意思により定まるものであり、交渉技術など営業活動上のノウハウによって大きく変わり得るものである。

このことから、取引の価格に関する情報は、経済活動を営む法人等にとって、自らの営業能力や営業状況、場合によっては詳細な財務情報をも推測せしめる重要な情報とみることができる。

したがって、取引の価格に関する情報は、法人等が自ら広く一般に公表している場合を除き、原則として法人等の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を限定する利益を有する情報というべきものであり、これを当該法人等の意思にかかわらず公開することは、特段の事情のない限り、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと解する。

そこで、本件処分において非公開とされている「取引料金」について検証すると、「取引料金」として非公開とされている情報には、本件法人と本件組合の間で取引された汚泥発酵肥料の料金と、同者間でなされた農地の土地賃貸借契約に係る地代とがあり、これらはいずれも当事者の自由意思により定まったものと解され、自ら広く一般に公にしているとの事実はないものと認められる。

よって、これを本件法人及び本件組合の意思に関わりなく公開することは、特段の事情のない限り、本件法人及び本件組合の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと解する。

もっとも、本件法人及び本件組合の両者に上記特段の事情が存する場合には、本号に該当しないため、上記特段の事情の有無について両者の側から検証する。

### イ 肥料料金について

(ア) 本件法人について見た場合、本件法人は、本件処分がなされる平成19年9月21日より以前の平成18年8月1日に徳島地方裁判所に破産手続開始の申立てをし、同年8月8日付けで破産手続開始の決定(平成18年(フ)第56号)がなされている。

しかし、破産手続終了の決定がなされる平成20年1月8日までは、裁判所の許可を得て事業を継続することが可能であったことから(破産法第36条)本件処分時においては、本件肥料料金を公にすることにつき、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあったものと認められる。

もっとも、すでに破産手続終了の決定がなされた以後においては、本件法人が事業活動を行うことはなく、本件法人が製造販売していた汚泥発酵肥料について取引先と価格交渉を行うこともないため、現時点では上記特段の事情が存するものといえる。

(イ) 次に、本件組合について見た場合、本件組合は現在も農業を営んでおり、本件法人が製造した製品と同種の汚泥発酵肥料を今後も購入する可能性がある。

よって、本件肥料料金を公にすることにつき、本件組合の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと解する。

(ウ) この点、異議申立人は、本件法人が徳島県を相手取った産業廃棄物再生利用個別指定業指定取消処分取消請求事件において、証拠方法として提出した「再生利用業に係る事業報告書」で明らかにされており、既に公開の法廷で公となった情報であるから、これを公開しても条例第8条第2号に該当しない旨主張する。

そこで、かかる事実が本件組合についての上記特段の事情にあたるかを検証する。

a 確かに、行政事件訴訟において裁判所に保管されている訴訟記録については、全て閲覧の対象となっており、閲覧請求権は何人にも与えられている(行政事件訴訟法第7条・民事訴訟法第91条第1項)。一定の制限はあるものの(同法同条第2項、同法第92条)、公開禁止の措置や秘密保護のための閲覧等の制限の措置がとられる事件はごく少数であるし、仮にこれらの措置がとられている場合には、裁判所による決定や通知により当事者である徳島県において把握できるものである。

異議申立人が主張する前述の請求事件においても、閲覧制限に係る措置はとられていないのであるから、この訴訟記録については全て公開が予定されており、異議申立人の主張する証拠方法についても当然に同様の扱いとなる。

そうすると、当該訴訟記録に記載されている情報と同一の情報が他の公文書に記載されている場合、すでに同一の情報は何人にも公にされ、又は公にすることが予定されているのであるから、これを公にしたとしても本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することにはならない。

b そこで、本件肥料料金について見た場合、確かに異議申立人の主張する前述の請求事件において訴訟当事者から証拠方法として提出された「再生利用業に係る事業報告書」(甲第36号証の2及び乙第11号証)の平成15年12月の欄には、相当高度の確率をもって本件肥料料金と同一の情報と推測できる記載がある。

しかし、平成16年の欄の記載内容を合わせて見ると、当該記載内容は本件法人とは別の相手方との取引記録であると解釈できる余地があり、本件肥料料金と同一の情報と断定することはできない。

よって、この異議申立人の主張は採用できず、本件組合にあっては、上記

特段の事情があると認めることはできない。

ウ 地代について

(ア) 本件法人について見た場合、上記イ(ア)で述べたとおり、上記特段の事情が存するものといえる。

(イ) 次に、本件組合について見た場合、本件組合は、今後も農地を賃貸する可能性があるため、本件地代を本件組合の意思にかかわらず公開すると、今後の賃貸価格交渉に不利な影響を及ぼすなど、本件組合の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

この点につき、異議申立人は上記イ(ウ)と同様に、訴訟資料としてすでに公となっているため条例第8条第2号に該当しない旨主張するが、異議申立人の主張する証拠方法には本件地代の記載はなく、当該事件に関するその他の訴訟記録にも記載はない。

したがって、本件組合にあっては、上記特段の事情があると認めることはできない。

(ウ) なお、本件地代にかかる農地の賃貸借契約については、本件組合代表者と本件法人との間で口頭により締結されたものであるが、本件組合は法人格を有しない団体であることから、その事業活動は代表者名義で行われるのが通常であるため、本件賃貸借契約が、本件組合代表者個人の立場において行われたものか、本件組合を代表し、本件組合の事業活動として行われたものかが判然としない。

そこで、本件組合にあっては、条例第8条第1号の要件による判断も行うこととする。

この点、本件情報単独では特定の個人を識別することはできないが、一般に、個人の取引に関する情報は、個人の内部限りにおいて管理される利益を有する情報と認められるため、個人の意思にかかわらず公開することは、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、本件地代は本号本文に該当する。

そして、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

エ 以上により、「取引料金」については、上記特段の事情があると認めることはできず、本号本文に該当する。

そして、取引料金の公開が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要とは認められず、本号ただし書に該当しない。

したがって、「取引料金」が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(4) 「新聞社名」について

ア 一般に、法人の名称は法人自ら公にしている情報であり、法人の内部限りで管

理し、開示する相手方を限定した態様で管理しているとは考えられない。

よって、法人の名称は、特段の事情のない限り本号本文に該当しない。

イ 確かに、報道機関に関する情報のうち、取材源や未発表の記事については、それが報道機関の意思にかかわりなく公開されると、報道機関と情報提供者との信頼関係を損ねたり、記事の社会的価値が失われ事業経営上重大な損失を受けることもあるため、本件情報の公開がそのような事態を招くおそれがある場合には、上記特段の事情が存するとも考えられなくはない。

この点、実施機関は、本件の場合、当該新聞社単独の取材であり、取材後にこの取材についての報道を行っていないと説明する。

しかし、当審査会が確認したところ、当該新聞社は、本件施肥行為に関する記事を、本件処分より以前に少なくとも1回発表し、その後も継続して記事を発表している。

とすれば、その記事を見れば、当該記事を作成する前に当該記事に直接、間接に関わる人物に対し、あるいは現地に赴いて実地に取材を行ったであろうことは社会通念上容易に予測し得るところである。

そして、本件新聞社名を公開したとしても、本件新聞社による取材が行われたであろうということ及びその時期の2点が明らかとなるにすぎないのであるから、前提として上記予測が既に一般的に持たれている状況にあったこととを併せると、本件新聞社名の公開によって情報提供者との信頼関係を損ねたり、記事の社会的価値が失われるといった事態を招くおそれがあるとは認められない。

したがって、上記特段の事情が存するものとは認められず、本号本文に該当しない。

ウ 以上から、本件新聞社名が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当でない。

#### (5) 「法人の代表者の印影」について

ア 法人がその設立等の登記を行う場合、登記申請書に代表者が記名押印しなければならないこととされており（商業登記法第17条第2項）、当該登記申請書に押印する代表者の印鑑は登記所に提出しなければならないこととされている（同法第20条第1項）。さらに、当該印鑑の印影が記載された印鑑証明書の交付を請求することができるのは、原則として、当該印鑑を登記所に提出した者に限定されている（同法第12条第1項）。

これら一連の規定は、法人の代表者の印影の偽造・冒用により当該法人をとりまく取引関係の安全性が害されることを防止する趣旨と解される。

そうすると、一般的な飲食業者等のように不特定多数の者が新規にその顧客となり得、通常、自らの代表者の印影等が多く顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いていたり、公文書の性質上公にすることが実施機関の慣行として確立されているなどの特段の事情のない限り、法人の代表者の印影は、当該法人の内部限りにおいて管理し、開示すべき

相手方を限定する利益を有する情報であると認められるものであり、法人等の意思にかかわらず公開することは、法人等の自律性への不当な侵害となるおそれがあり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

イ そこで、本件印影を見た場合、本件法人において、その印影が多くの顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているなどといった特段の事情は認められない。

また、本件印影は、本件法人が実施機関に対して提出した平成17年10月27日付け処理計画書に押印されているものであるが、実施機関において当該公文書を広く一般に公にする慣行が確立されている事実もない。

よって、本号本文に該当する。

もっとも、本件法人は、本件処分後の平成20年1月8日付けで破産手続終了の決定を受け、事業継続の可能性がなくなったのであるから、破産手続終了以後は取引安全を図る必要はなく、上記特段の事情が存するものといえる。

したがって、現時点では本号本文に該当しない。

ウ 以上から、本件印影が本号に該当するとした実施機関の本件処分時における判断は妥当であるが、現時点においてはこれを公開すべきである。

#### 4 その他

異議申立人は、口頭による意見陳述の際、農地法違反に係る原状回復についての具体的指導内容がわかる公文書を公開してもらいたい旨主張したが、本件事案における異議申立ての内容には、対象公文書の特定に関する主張がない。

したがって、申立てのない事項に関する主張であり、これを認めることはできない。

なお、この点に関し、当審査会で調査を行ったところ、本件組合と本件法人との間で問題となったのは農地法第3条違反であり、異議申立人の主張する現状回復命令の対象ではなく（同法第83条の2）、異議申立人の主張する公文書は存在しないことが確認された。

#### 5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成19年11月 8日	諮問
12月12日	実施機関からの理由説明書を受理

平成20年 1月 4日	異議申立人からの意見書を受理
2月27日	審議(第52回審査会)
3月24日	審議(第53回審査会)
4月25日	審議(第54回審査会)
5月23日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議 (第55回審査会)
6月27日	実施機関からの口頭理由説明、審議 (第56回審査会)
7月25日	審議(第57回審査会)

別表 1

番号	公文書の件名
1	文書の供覧について（平成18年11月1日）
2	立案文書（平成17年2月3日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の遵守について」）
3	立案文書（平成18年3月20日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく産業廃棄物再生利用個別指定業の取消しについて」）
4	立案文書（平成18年3月29日付け「株式会社から聴聞終結後に提出された意見書の取扱いについて」）
5	徳島県職員録平成19年版 表紙及び137頁
6	徳島県事務決裁規程（廃棄物処理法関係部分抜粋）
7	株式会社から平成17年1月24日付けで提出された処理計画書
8	業務報告書（平成16年12月21日）
9	業務報告書（平成17年6月27日）



別表 2

番号	公文書の件名	非公開部分
1	文書の供覧について(平成18年6月7日)	要望書提出団体の「代表者の印影及び住所」
		質問状提出団体の「代表者の印影」
2	文書の供覧について(平成18年6月22日)	要望書提出団体の「代表者の印影及び住所」
3	文書の供覧について(平成18年6月26日)	要望書提出団体の「代表者の印影」
4	文書の供覧について(平成18年12月6日)	要請書提出団体の「代表者の郵便番号、住所、電話番号及びファクシミリ番号」
5	業務報告書(平成16年11月24日)	「組合員の氏名」
		「法人の代表者以外の者の氏名」
		「写真の一部(個人の肖像)」
6	業務報告書(平成16年11月26日)	「組合員の氏名」
		「取引料金」
		「住民の氏名」
		「新聞社名」
7	株式会社から平成17年10月27日付けで提出された処理計画書	「法人代表者の印影」